
教 育 委 員 会 規 則

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月29日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第18号

**高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則**

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第 6 号様式から別記第 9 号様式までを次のように改める。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎ 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則
の一部を改正する規則